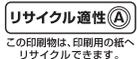


市町村名	連絡先 ☎	市町村名	連絡先 ☎
那覇市	098-917-0410	嘉手納町	098-956-1111(代)
宜野湾市	098-893-4411(代)	北谷町	098-936-1234(代)
石垣市	0980-87-9040	北中城村	098-935-2267
浦添市	098-876-1717	中城村	098-895-2171
名護市	0980-53-1212(代)	西原町	098-911-9163
糸満市	098-840-8127	与那原町	098-945-2204
沖縄市	098-939-1212(代)	南風原町	098-889-4418
豊見城市	098-850-0160	渡嘉敷村	098-987-2322
うるま市	098-973-3177	座間味村	098-896-4045
宮古島市	0980-72-3751(代)	粟国村	098-988-2017
南城市	098-917-5327	渡名喜村	098-989-2317
国頭村	0980-41-2765	南大東村	09802-2-2036
大宜味村	0980-44-3003	北大東村	09802-3-4055
東村	0980-43-2202	伊平屋村	0980-46-2142
今帰仁村	0980-56-4189	伊是名村	0980-45-2819
本部町	0980-47-2701	久米島町	098-985-7124
恩納村	098-966-1217	八重瀬町	098-998-2210
宜野座村	098-968-3253	多良間村	0980-79-2623
金武町	098-968-2116	竹富町	0980-83-7415
伊江村	0980-49-2002	与那国町	0980-87-3575
読谷村	098-982-9213		

この冊子の内容は令和8年3月現在で作成しています。今後、内容が変更になる場合があります。



# 後期高齢者 医療制度の

今日からはじめる!

フレイル対策

## ごあんない



## 沖縄県後期高齢者医療広域連合

〒904-1192 うるま市石川石崎一丁目1番  
(うるま市役所石川庁舎3階)



総務課: ☎098-963-8011 管理課: ☎098-963-8012  
事業課: ☎098-963-8013

## はじめに

後期高齢者医療制度は、高齢者と現役世代の負担を明確にし、社会全体で高齢者の医療費を支え合うためにつくられたもので、都道府県単位ですべての市町村が加入する「後期高齢者医療広域連合」が運営します。

## 目次

市町村と広域連合の役割	3
対象となる方	4
マイナ保険証・資格確認書	5
保険料	6
● 保険料を納める方／保険料の決まり方	6
● 「子ども・子育て支援金」について	7
● 保険料の軽減が受けられる場合	8
● 保険料の納め方	9
● 保険料を滞納すると	10
● 保険料の減免制度	11
お医者さんにかかるとき	12
医療費が高額になったとき	14
高額医療・高額介護合算制度	16
入院したときの食事代など	17
こういうときも給付が受けられます	18
第三者の行為による傷病届	19
あとで払い戻されるもの	20
あんま・マッサージ、はり・きゅうのかかり方	21
柔道整復(接骨院・整骨院)のかかり方	22
保健事業について(長寿健康診査)	24
ジェネリック医薬品・バイオシミラーを利用しましょう!	25
臓器提供意思表示欄について	25
みんなで支え合う後期高齢者医療制度	26
こんなときは必ず届け出を	27
市町村一覧表	裏表紙

※制度の見直しにより、記載内容が変更されることがあります。

# 市町村と広域連合の役割

後期高齢者医療制度は、都道府県単位で設置されている広域連合が運営主体となります。市町村は、窓口業務を行います。



## 市町村の役割

申請などの届け出窓口になります。

- 資格確認書の引渡し
  - 保険料の徴収
  - 申請や届け出の受付
- など

## 広域連合の役割

制度の運営を行います。

- 資格確認書の交付
  - 保険料の決定
  - 医療を受けたときの給付
- など



**Q** 届け出等をする場合はどこですればいいのですか？

**A**

お住まいの市町村の担当窓口で届け出をしてください。

広域連合は運営主体で、受付等の窓口は市町村になります。詳しくはお住まいの市町村にお問い合わせください(裏表紙の市町村一覧表を参照)。

今日からはじめよう!

フレイル対策

フレイルとは? >>>

「フレイル」とは、高齢期に心身の機能が衰えた状態をいいます。早めに生活習慣を見直せば、健康な状態に戻ることができます。生活習慣を見直して、元気を維持しましょう!

## 対象となる方

**75歳以上の方**  
75歳の誕生日当日から



一定の障がいがある  
**65歳以上75歳未満の方**

(※申請して広域連合から認定を受ける必要があります。)

対象者は、これまで加入していた国民健康保険、健康保険組合、共済組合などの医療保険制度から後期高齢者医療制度に移ることになります。

**Q** 夫が後期高齢者医療制度の被保険者になります。夫の社会保険の被扶養者である私(70歳)は、どの医療保険制度に入ることになるのでしょうか？

**A** 現在加入している社会保険から国民健康保険などの医療保険に加入してください。

※ほかに国民健康保険以外の医療保険に加入しているご家族がいる場合は、その被扶養者になることも可能です。該当する医療保険などにお問い合わせください。

今日からはじめる! **フレイル対策**

フレイルの進行を防ぐ生活習慣のポイント 「運動」「食生活」「口腔ケア」

## マイナ保険証

マイナンバーカードは、保険証利用の申し込みをすることにより、医療機関などで保険証として利用できます(マイナ保険証)。

▼マイナポータル

### マイナ保険証の利用の申し込み

●保険証利用の申し込みは、医療機関などの受付にあるカードリーダーやマイナポータルでできます。



### 資格情報通知書(資格情報のお知らせ) (令和8年8月交付開始予定)

マイナ保険証をお持ちの方で下記に該当する場合、被保険者資格(被保険者番号、保険者名、氏名、負担割合等)が記載された資格情報通知書(資格情報のお知らせ)を交付します。

- 新たに資格を取得する方
- 資格情報が変更になった方(氏名や負担割合が変わった場合など)

※上記に該当しても、資格確認書が交付されている場合は交付されません。

医療機関などでマイナ保険証の読み取りができない場合には、マイナ保険証と一緒に「資格情報のお知らせ」や「マイナポータルの資格情報画面」を提示することで受診できます。

## 資格確認書

マイナ保険証をお持ちでない方へは、資格確認書を交付します(申請不要)。

資格確認書を医療機関などの窓口で提示することで、これまでどおり一定の窓口負担で受診できます。

ただし、マイナ保険証をお持ちの方でも以下の場合には資格確認書を交付します(申請が必要です)。

- マイナンバーカードを紛失した方、更新中の方
  - 介助者等の第三者が本人に同行して資格確認の補助をする必要があるなど、マイナ保険証での受診が困難である方等
- なお、令和8年7月31日までは、マイナ保険証をお持ちの方にも、資格確認書を交付します。

具体的には、屋内で歩いたり昇降運動したりする、1日3食、栄養バランスの良い食事をしっかりとる、口を清潔に保ち、しっかりと噛んで食べられるように口や舌の筋肉を鍛えるなど。

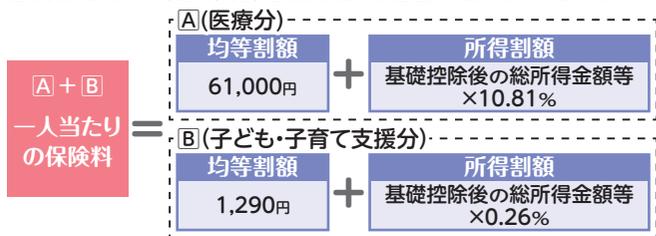
# 保険料

## ● 保険料を納める方

後期高齢者医療制度の被保険者となる方全員が、一人ひとり保険料を納めます。75歳（一定の障がいがある方は65歳）になると、これまで保険料を負担していなかった被用者保険（健康保険組合や共済組合などの医療保険）の被扶養者だった方も、保険料を納める必要があります。

## ● 保険料の決まり方

保険料は、被保険者が等しく負担する「被保険者均等割額」と、被保険者の前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額となり、後期高齢者医療広域連合ごとに決められます。



※雑損失の繰越控除は適用しません。※遺族年金や障害年金は含めません。  
基礎控除額は以下のとおりです。

合計所得金額	基礎控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超～2,450万円以下	29万円
2,450万円超～2,500万円以下	15万円
2,500万円超	0円

- 注1) 保険料には賦課限度額（保険料の上限）があります。令和8年度の賦課限度額は医療分が85万円、子ども・子育て支援分が2万1千円、合計で87万1千円です。
- 注2) 決定される保険料は、その年の4月1日から翌年3月31日までの金額です。
- 注3) 所得税や市町村民税（住民税）の課税所得金額のように、医療費控除や社会保険料控除、生命保険料控除、配偶者控除といった各種控除は適用されません。
- 注4) 保険料の額を決める基準（均等割額、所得割率）については2年ごとに設定されます。ただし、子ども・子育て支援分については、令和8年度・9年度は1年ごとに設定されます。

## ● 「子ども・子育て支援金」について

子ども・子育て支援金制度の運営のために、令和8年度から、「子ども・子育て支援金」のご負担をお願いすることとなりました。ご理解とご協力をお願いします。



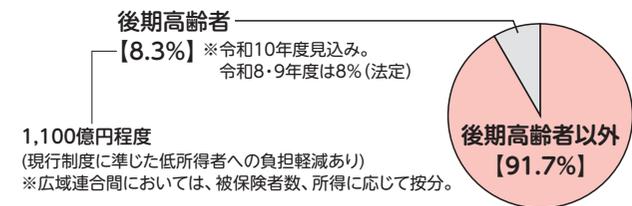
## 【子ども・子育て支援金制度とは】

国が少子化対策の強化として行う、こども未来戦略「加速化プラン」の財源の一部として、こどもや子育て世帯を全世代で支える新しい分かち合い・連帯を仕組みとする制度です。

● 後期高齢者医療制度は「子ども・子育て支援金」の代行徴収のような位置づけになります。みなさまから預かりした大切な支援金は「子ども・子育て支援金」として国へ納付します。

「子ども・子育て支援金」は、児童手当の拡充や妊婦のための支援給付などに使われます。

## ◆ 子ども・子育て支援納付金の按分（イメージ）



## ◆ 支援金の負担イメージ

納めていただく「子ども・子育て支援金」は、所得などによって異なります。令和10年度までに段階的に金額は上がりますが、令和11年度以降は負担が増えることはありません。

くわしくは、こども家庭庁のホームページをご確認ください。



今日からはじめる! **フレイル対策**

筋力をアップ!

筋力の維持・向上をはかって転倒を防ぎましょう。  
適度な運動は体力・免疫力も高めます。

気をつけて! **こんなサイン**

- 運動はしていない（活動量が減ってきた）
- 1年以内に転んだことがある

## ① 保険料の軽減が受けられる場合

### 1 所得の低い方の軽減措置

令和8年度改正

#### 均等割額の軽減

世帯（世帯主及び被保険者）の所得水準に応じて保険料の均等割額（医療分61,000円、子ども・子育て支援分1,290円）が次のように軽減されます。

#### ■ 保険料の被保険者均等割額負担軽減の基準

世帯（世帯主及び被保険者）の総所得金額等

軽減割合

基礎控除額（43万円）★ を超えない世帯

医療分  
7.2割軽減  
子ども・子育て支援分  
7割軽減

基礎控除額（43万円）★ +31万円

×世帯に属する被保険者数 を超えない世帯

5割  
軽減

基礎控除額（43万円）★ +57万円

×世帯に属する被保険者数 を超えない世帯

2割  
軽減

★給与所得者等が2人以上いる世帯については、基礎控除額（43万円）に、下記の金額が加算されます。

**（給与所得者等の数－1）×10万円**

給与所得者等とは次の（1）～（3）のいずれかに該当する方です。

- （1）給与収入額が55万円を超える方（専従者給与を除く）
- （2）65歳未満かつ公的年金等収入金額が60万円を超える方
- （3）65歳以上かつ公的年金等収入金額が125万円を超える方

※1月1日時点で65歳以上の公的年金受給者は、軽減判定において年金所得から15万円が控除されます。

※世帯主が後期高齢者医療制度の被保険者でない場合でも、その世帯主の所得は軽減判定の対象となります。

※軽減判定は4月1日（4月2日以降新たに資格を取得した場合は資格取得日）の世帯の状況で行います。

※事業専従者控除、分離課税所得の特別控除は適用されません。

## ② 被用者保険の被扶養者だった方の軽減措置

後期高齢者医療制度に加入する前日に被用者保険（健康保険組合や共済組合等）の医療保険（市町村国保や国保組合は対象となりません）の被扶養者だった方は、均等割額が5割軽減（後期高齢者医療制度加入後2年間）され、所得割額は課せられません。



※所得が低い方の均等割額の軽減措置（P8参照）に該当する場合は、軽減割合の高い方が優先されます。

## ③ 保険料の納め方

保険料は、原則として年金（年額18万円以上の方）から天引き（特別徴収）される仕組みとなります。

※年度の途中で新たに加入した方や住所の異動があった方は、一時的に普通徴収で納めていただきます。

### 年金から天引きされる場合

### 特別徴収

#### 対象となる方

介護保険料が天引きされている年金が年額18万円以上の方（介護保険料との合計額が年金額の2分の1を超えない場合）

#### 納め方

年金支給の際に、年金から保険料が天引きされます。

仮徴収			本徴収		
4月 〈1期〉	6月 〈2期〉	8月 〈3期〉	10月 〈4期〉	12月 〈5期〉	2月 〈6期〉
前年の所得が確定するまでは仮算定された保険料が天引きされます（原則、2月に天引きされた額と同じ額が天引きされます）。			前年の所得が確定した後は年間保険料額から仮徴収分を引いた額が3期に分けて天引きされます。		

申し出により口座振替に変更することができます。ご希望の方は、お住まいの市町村の担当窓口で申請してください。

### 今日からはじめる! フレイル対策

食事のバランス  
をアップ!

筋肉のもとになる栄養をしっかり摂ることが大切です。  
おいしく食べて体力・免疫力を保ちましょう。

### 気をつけて! こんなサイン

- 1日3食、きちんと食べていない
- 体重が減ってきた（半年で2～3kg以上）

年金からの天引きができない方については、お住まいの市町村から送付される納付書または口座振替で保険料を納めていただきます(普通徴収)。

## 納付書・口座振替で納める場合

## 普通徴収

### 対象となる方

- 介護保険料が天引きされている年金額が年額18万円未満の方
- 介護保険料との合計額が年金額の2分の1を超える方
- 介護保険料が年金から天引きされていない方
- 年度の途中で新たに加入した方や住所の異動があった方

### 納め方

納付書の方は、市町村が定めた納期限までに納めていただきます。

口座振替の方は、市町村が定めた日に登録された口座から引き落としされます。

### 便利です! 「口座振替」

簡単な手続きで、納め忘れの心配がなく、現金を持ち歩く必要もないので安心・便利です。

市町村指定の金融機関で「口座振替依頼書」に必要な事項を記入してお申し込みください。

## 保険料を滞納すると

特別な理由がなく**保険料を滞納**したときには、督促が行われます。さらに滞納が続くと、**医療費がいったん全額自己負担になる「特別療養費」**の対象となったり、財産の差押えを受ける場合があります。

保険料は納期内にきちんと納めるようにしましょう。

### 今日からはじめる! フレイル対策

お口のケアも  
欠かさず

食べる、話す、表情を豊かにするなど、生活の要となる口腔機能。日ごろのお手入れが肝心です。

## 保険料の減免制度

沖縄県では、下記のような条件に該当する方は、一定の基準を満たせば、保険料の減免の適用を受けられる場合があります。

- ★ 震災・火災・風水害等の災害により住宅等の財産に損害を受けた場合や、干ばつ等の災害により農作物等の不作に見舞われた場合、及び失業、事業の休廃止等により収入が著しく減少した場合など。

※ やむを得ない事情により保険料の納付が困難なときは、お早めにお住まいの市町村の担当窓口にご相談ください。



**Q** 国保で口座振替だったため、引き続き口座振替になっているはず…

**A**

制度が違うため、国保であった方の口座振替の引き継ぎは行われません。

口座振替を希望される方は、再度手続きを行う必要があります。



**Q** 息子(世帯主)が支払っていると思うけど…

**A**

納付義務者は世帯主ではなく、加入されているご本人となります。

保険料の納付義務者は国保では世帯主、会社の保険に加入されている方はそのご本人となりますが、後期高齢者医療制度での納付義務者は加入されているご本人となります。

## お問い合わせ先について

- 保険料のお支払いについて  
現在お住まいの市町村へお問い合わせください(裏表紙の「市町村一覧表」をご覧ください)。
- 保険料額の内容について  
後期高齢者医療広域連合へお問い合わせください。

### 気をつけて! こんなサイン

- この半年で固いものが食べにくくなった ※さきいか、たくあんなど
- お茶や汁ものでむせることがある

# お医者さんにかかるとき

自己負担割合は、所得区分によって異なります。

所得区分は、その年度（4～7月は前年度）の住民税課税所得※（各種控除後の所得）等によって判定されます。

- 所得更正を行った場合は、8月1日（基準日）から所得区分が変更となることがあります。
- 紹介状なしで大病院の外来で受診する場合、別途負担があります。
- 患者からの申し出により保険外併用療養が受けられる場合があります（患者申出療養）。

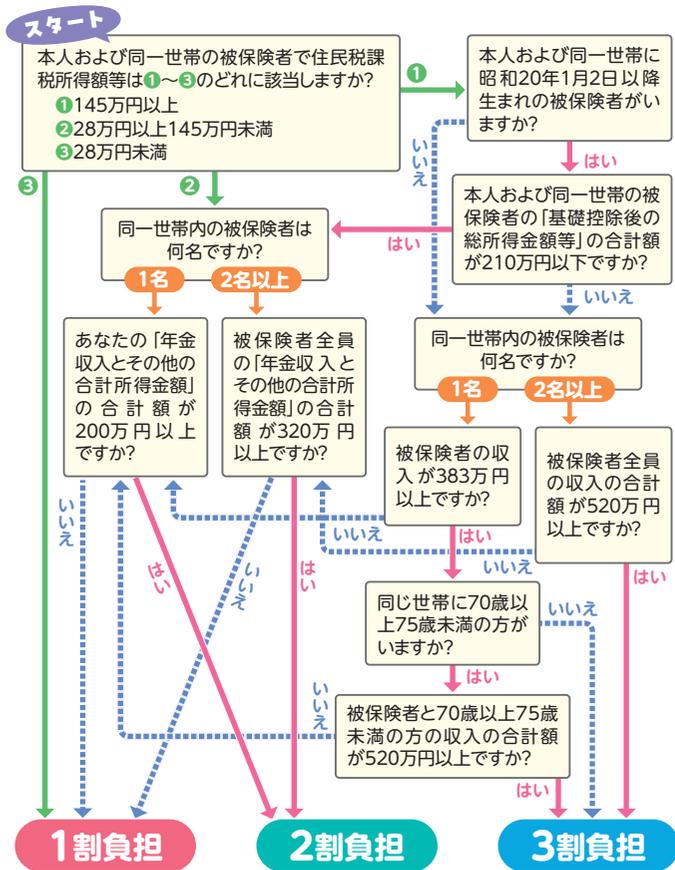
自己負担割合	所得区分
3割	<b>区分（現役並み）Ⅲ</b> 住民税課税所得が690万円以上の被保険者やその方と同じ世帯の被保険者。
	<b>区分（現役並み）Ⅱ</b> 住民税課税所得が380万円以上の被保険者やその方と同じ世帯の被保険者。
	<b>区分（現役並み）Ⅰ</b> 住民税課税所得が145万円以上の被保険者やその方と同じ世帯の被保険者。
2割	<b>一般Ⅱ</b> 同じ世帯に住民税課税所得が28万円以上の被保険者がいる方で、下記①または②に該当する方 ①同じ世帯に被保険者が1人で「年金収入+その他の合計所得金額」が200万円以上 ②同じ世帯に被保険者が2人以上で「年金収入+その他の合計所得金額」が320万円以上
	<b>一般Ⅰ</b> 現役並み所得者、一般Ⅱ、区分（低所得）Ⅱ、区分（低所得）Ⅰ以外の方。 住民税課税所得が145万円以上でも、昭和20年1月2日以降生まれの被保険者とその属する世帯の被保険者の旧ただし書き所得の合計額が210万円以下の方。
1割	<b>区分（低所得）Ⅱ</b> 世帯の全員が住民税非課税の方 [区分（低所得）Ⅰ以外の方]
	<b>区分（低所得）Ⅰ</b> 世帯の全員が住民税非課税で、その世帯の各収入から必要経費・控除を差し引いた所得が0円となる方（年金の控除額は80万6,700円として計算。給与所得から10万円を控除）

※前年の12月31日時点で世帯主が被保険者（前年の12月31日を超えて被保険者となる者も含む）で、同一世帯に合計所得（給与所得者については給与所得から10万円を控除して算定）が38万円以下である19歳未満の方がいる場合は、その人数に一定額（16歳未満は33万円、16歳以上19歳未満は12万円を乗じた額）を被保険者の所得から控除します。

★自己負担割合が3割の方で、前年中の収入の合計が次の基準額に満たない方は、お住まいの市町村の担当窓口に「基準収入額適用申請書」を提出し、広域連合が認めると、自己負担割合が1割または2割になります。

- 同じ世帯に被保険者が1人で、収入が383万円未満
- 同じ世帯に被保険者が複数で、収入の合計額が520万円未満
- 同じ世帯に被保険者が1人で、収入が383万円以上でも、70歳以上75歳未満の方がいる場合は、その方の収入を合わせて520万円未満

## 自己負担割合の判定の流れ



注1) 被保険者とは、後期高齢者医療の被保険者のことです。

注2) 収入とは、年金でいえば公的年金等の源泉徴収票などの「支払金額」欄の金額、営業の場合は「売上」、不動産の場合は家賃等の「総収入金額」、株の譲渡の場合は「売却価額」等の合計金額を指します。

# 医療費が高額になったとき

1つの医療機関で月の限度額を超える医療費自己負担が発生した場合は、限度額を超える分の支払いは無くなります。2つ以上の医療機関の合計で月の限度額を超える場合は、合算後の差額を高額療養費として後日支給いたします。

◎限度額の負担区分については、「資格確認書任意記載事項として表示（表示がない場合は、市町村後期高齢者医療保険窓口で追加可能です。）」又は「マイナ保険証（オンライン資格確認）で区分情報の提供に同意。」することで医療機関へ提示可能です。負担区分の提示がない場合は、負担割合毎の最大区分としてお支払いいただき、実際の負担区分を超える支払いについては高額療養費として後日支給いたします。

◎月の途中で75歳になり、後期高齢者医療制度に移行する場合は、それまで加入していた医療保険と後期高齢者医療制度の両方の限度額が、それぞれ半額になります。

## 手続きの流れ

- 1 ひと月（1日から月末まで）の医療費が高額になると、一定の額（自己負担限度額）を超えた部分が「高額療養費」として支給されます。
- 2 はじめてのときは勸奨通知（ハガキ）をお送りしますので、お住まいの市町村の担当窓口で手続きをお願いします。
- 3 一度手続きをすると、高額療養費に該当するたびに自動的に支給（口座振込）されます。
  - 病院、診療所、診療科の区別なく合算します。
  - 入院時の食事代や保険が適用されない差額ベッド代などは、支給の対象外となります。

今日からはじめる!

## フレイル対策

脳力をアップ!

脳を健やかに保ちましょう。  
うつ病や脳の老化である「認知症」を防ぎます。

## 自己負担限度額（月額）

令和8年度改正予定

所得区分 (P12参照)	外来 (個人ごとに計算)	外来+入院 (世帯単位) <sup>※4</sup>
現役並み所得者 区分(現役並み)Ⅲ	252,600円+[(総医療費-842,000円)×1%] (140,100円) <sup>※1</sup>	
区分(現役並み)Ⅱ	167,400円+[(総医療費-558,000円)×1%] (93,000円) <sup>※1</sup>	
区分(現役並み)Ⅰ	80,100円+[(総医療費-267,000円)×1%] (44,400円) <sup>※1</sup>	
一般Ⅱ	18,000円 <sup>※2</sup>	57,600円 (44,400円) <sup>※3</sup>
一般Ⅰ	18,000円 <sup>※2</sup>	
区分(低所得)Ⅱ	8,000円 <sup>※2</sup>	24,600円
区分(低所得)Ⅰ	8,000円 <sup>※2</sup>	15,000円

※1 同一世帯で12か月以内に高額療養費の支給月数が3か月以上ある場合の4か月目からの限度額です。

※2 年間（8月～翌年7月）の限度額は144,000円です。

※3 同一世帯で12か月以内に外来+入院（世帯単位）の限度額を超えた高額療養費の支給月数が3か月以上ある場合の4か月目からの限度額です。

※4 住民票上の世帯単位と考え方が異なります。同じ公的医療保険に加入する方同士のみ、世帯として合算できます。

## 高額な治療を長期間続けるとき

厚生労働大臣が指定する特定疾病により長期間継続して高額な治療が必要となった場合（特定疾病を治療中の方が後期高齢者医療保険へ加入した場合も含む）は、市町村の窓口で「**特定疾病療養受療証**」の交付を申請して、医療機関の窓口へ提示してください。提示することにより、ひと月<sup>※</sup>の窓口自己負担額が医療機関ごと（入院・外来別）または薬局ごとに1万円までとなります。

厚生労働大臣が指定する特定疾病

- ① 先天性血液凝固因子障害の一部
- ② 人工腎臓を実施する慢性腎不全
- ③ 血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症

申請に必要なもの

- 資格確認書
- 当該疾病の証明書
- 個人番号カードまたは通知カードと本人確認書類 等
- ご家族等が申請する際は印かんが必要です。

※ひと月とは、1日から月末までの期間のことです。

## 気をつけて! こんなサイン

- 周りの人に「いつも同じことを聞く」など物忘れがあるといわれる
- 今日が何月何日かわからないときがある

# 高額医療・高額介護合算制度

後期高齢者医療制度と介護保険の両方の自己負担額を世帯で合算し、年間の限度額を超えた場合に支給される高額医療・高額介護合算制度があります。

## ■合算する場合の限度額（年額／世帯単位）

（毎年8月から翌年7月までの間が対象となります。）

所得区分 (P12参照)		限度額
現役並み 所得者	区分(現役並み)Ⅲ	212万円
	区分(現役並み)Ⅱ	141万円
	区分(現役並み)Ⅰ	67万円
一般Ⅰ・Ⅱ		56万円
区分(低所得)Ⅱ		31万円
区分(低所得)Ⅰ		19万円

- 自己負担額には、食事代、差額ベッド代、その他保険適用外の支払額は含みません。また、高額療養費等が支給された場合は、その額を差し引いた額になります。



## 今日からはじめる! フレイル対策

つながり力をアップ!

人との交流、助け合いが大切です。孤立・孤独は閉じこもりを招いてフレイルを進行させます。

# 入院したときの食事代など

食事代の標準負担額（1食あたり）を自己負担します。



令和8年度改正予定

所得区分 (P12参照)		1食あたりの食事代
現役並み所得者		510円※1
一般Ⅰ・Ⅱ		510円※1
区分 (低所得)Ⅱ	過去12か月の入院日数が90日以内	240円
	過去12か月の入院日数が91日以上※2	190円
区分(低所得)Ⅰ		110円

※1 一部300円の場合があります。

※2 過去12か月で90日を超える入院をする場合、申請により190円に減額されます。市町村の担当窓口申請してください。

- 区分(低所得)Ⅰ・Ⅱの人は、マイナ保険証を利用または標準負担額の適用区分を確認できるものを提示すれば、標準負担額が減額されます。標準負担額の適用区分を確認できるものがない場合は、担当窓口申請してください。

## 療養病床に入院したときの食事代・居住費

食事代と居住費の標準負担額を自己負担します。

令和8年度改正予定

所得区分 (P12参照)	1食あたりの食事代	1日当たりの居住費
現役並み所得者	510円※3	370円
一般Ⅰ・Ⅱ	510円※3	370円
区分(低所得)Ⅱ	240円	370円
区分(低所得)Ⅰ	140円	370円
老齢福祉年金受給者	110円	0円

※3 一部の医療機関では470円の場合もあります（施設基準等によるもの）。

- 所得や疾病などにより負担が軽減される場合があります。

## 気をつけて! こんなサイン

- 週に一度も外出していない
- 家族や友人とのつきあいが減った

# こういうときも 給付が受けられます

## 訪問看護ステーションなどを 利用したとき

医師の指示により訪問看護ステーションなどを利用した場合、マイナ保険証を利用するか資格確認書を提示することで、医療機関で受診した場合と同様の取り扱いとなります。

※市町村への手続きは不要です。



## 保険外併用療養費

先進医療を受けたときなどは、一般診療と共通する部分については保険が適用され、マイナ保険証や資格確認書で診療が受けられます。

## 被保険者が亡くなったとき（葬祭費）

葬儀を行った方が、市町村の担当窓口申請することで、葬祭費として2万円が支給されます。



# 第三者の行為による傷病届

## 必ず市町村に届け出を

- 交通事故
  - 他人のペットに咬まれた
  - 食中毒
  - 介護施設などでの事故
  - けんか
  - 公共物の不備によるケガ
- などでマイナ保険証等を使用して治療を受けた場合

交通事故など第三者の行為によって、ケガや病気をした場合でも、マイナ保険証または資格確認書を使用して治療を受けることができます。



この場合、お早めにお住まいの市町村の窓口にお届けください。広域連合が負担した医療費は、後日、広域連合から加害者に請求します。ただし、加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませたりすると、治療費の請求が被害者本人・広域連合ともにできなくなることがありますので、示談の前に必ずご相談ください。

届け出に必要なものは、お住まいの市町村へお問い合わせください。

※交通事故証明書の交付は警察への届け出が必要です。また、単独事故の場合も届け出てください。

## 難聴により生じるさまざまな支障

- 危険を察知する能力の低下
- 家族や友人とのコミュニケーション能力の低下
- 社会的に孤立（うつ状態になることも） など

耳の健康チェック! //

耳のフレイル対策

耳の衰えの放置は、全身の衰え  
(フレイル)につながります!

# あとで払い戻されるもの

## 療養費

次のような場合は、いったん全額自己負担しますが、市町村の担当窓口申請して、広域連合が認めた場合、自己負担分を除いた額が支給されます。

- ◆ 事故や急病でやむを得ずマイナ保険証や資格確認書を持たずに診療を受けたときや海外渡航中に急病で診療を受けたとき

※治療を目的として海外へ渡航された場合は対象外です。



- ◆ 医師が治療上必要と認めた輸血した生血代やコルセットなどの補装具代がかかったとき

## 移送費

医師の指示があり、緊急にやむを得ず行った重病者の移送で費用がかかったときは、広域連合が必要と認めた場合に支給されます。

※自己都合による移送は認められません。



申請に必要な書類がありますので、事前にお問い合わせください。



# あんま・マッサージ、はり・きゅうのかかり方

保険を使って治療を受けるには、あらかじめ医師の発行した同意書または診断書が必要です。継続して施術を受けるには、定期的に医師の診察と再同意が必要となります。

## あんま・マッサージ

### 保険が使えるもの

筋麻痺や関節拘縮などで、医療上マッサージを必要とする症例



## はり・きゅう

### 保険が使えるもの

神経痛、リウマチ、頸腕症候群、五十肩、腰痛症、頸椎捻挫後遺症 などの慢性的な疼痛を主症とする疾患

### 注意 保険が使えないときの例

- 保険医療機関（病院・診療所など）で同じ対象疾患の治療を受けている場合
- 単に疲労回復や慰安を目的としたもの
- 疾病予防のため

- ◆ 自宅へ往療してもらったことに係る訪問施術料や往療料は、**負傷や疾病を原因として外出ができないなどの場合に限り保険の対象となります。**施術所へ赴くのが面倒、交通手段がない、歩くのがしんどいなどの理由では対象となりません。
- ◆ 領収証は医療費控除を受ける際にも必要になりますので大切に保管してください。なお、一部負担金の徴収状況などを確認させていただくことがありますのでご協力ください。

耳の聞こえにくさは加齢だけが原因でなく、<sup>あか</sup>耳垢や中耳炎などの病気、イヤホンを使って大きな音でテレビなどを聞く習慣が難聴をさらに悪化させているような場合は、投薬や手術などで治療できる可能性があります。

# 柔道整復(接骨院・整骨院)の かかり方

柔道整復(整骨・接骨・骨つぎ)とは、**外傷性が明らかなケガ**(すべったり、転んだり、ぶついたりしたときの負傷)の治療・応急手当を目的とする施術です。



## 🌿 保険が使えるとき

- ◆ 骨・筋肉・関節のケガなどで、その負傷原因がはっきりしているとき。
- ◆ 医師や柔道整復師に、骨折、脱臼、打撲及び捻挫(いわゆる肉離れを含む。)と診断又は判断され、施術を受けたとき。(骨折及び脱臼については応急手当の場合を除き、あらかじめ医師の同意が必要です。)

## ⚠️ 注意 保険が使えないときの例

- 単なる(疲労性・慢性的な要因からくる)肩こりや筋肉疲労。
- 脳疾患後遺症などの慢性病や症状の改善のみられない長期の施術。
- 保険医療機関(病院、診療所など)で同じ負傷等の治療中のもの。



- ◆ 一部負担金の値引き等は認められておらず、領収証も無償で交付することとされています。領収証は必ずもらって保管しておき、医療費通知で金額の確認をしてください。

## 医療費適正化のために

はり・きゅう、あんま・マッサージ、柔道整復の施術でかかる療養費は、みなさまが納めた保険料等から支払われています。

医療費の適正な支出のため、次のことをお願いします。

- 負傷原因(いつ・どこで・何をして、どんな症状があるのか)を正確に伝えてください。
- 療養費支給申請書の内容(負傷原因、負傷名、日数、金額)をよく確認して、署名をしてください。
- 領収証を必ずもらって保管しておき、医療費通知で金額・日数の確認をしてください。
- 施術が長期にわたる場合、内科的要因も考えられますので、医師の診察を受けてください。



## 施術日や施術内容等について照会させていただきます場合があります。

柔道整復師にかかったときは、負傷部位、施術内容、施術年月日の記録、領収証等を保管し、照会がありましたら、ご自身で回答できるようご協力をお願いします。



- 大きな音でテレビを見たり、音楽を聴いたりしない
- 静かな場所で耳を休ませる時間をつくる
- 十分な睡眠や禁煙など、健康的な生活習慣を守る

## 保健事業について(長寿健康診査)

後期高齢者医療広域連合では、生活習慣病の早期発見・早期治療を目的として健康診査を実施しています。自覚症状がなくても、年1回の「長寿健診」をすすんで受けましょう。長寿健診は、集団健診と個別健診のどちらかを受診してください。

### 1 対象者

後期高齢者医療制度の被保険者(75歳以上の方および65歳以上75歳未満の方で一定の障がいのある方)

※6か月以上継続して入院している方や施設等に入所している方は健診の対象者ではありません。

### 2 健診日時・場所

各市町村によって、集団健診の実施日時・場所が異なりますので、詳しくは、お住まいの市町村健診担当窓口へお問い合わせください。また、医療機関で個別健診を受けることもできます(医療機関はお住まいの市町村もしくは広域連合におたずねください)。

### 3 健診の費用

年1回無料で受けられます。ただし、2回目からは**全額自己負担**となる場合があります。

### 4 申し込み・受診券

健康診査を受ける場合は、受診券とマイナ保険証又は、資格確認書等が必要です。お申し込み方法や受診券については、お住まいの市町村健診担当窓口へお問い合わせください。

#### 健診項目

- 身体測定(身長、体重、BMI、腹囲)
- 医師による診察 ● 血圧測定
- 血液検査(尿酸、血清クレアチニン含む)
- 尿検査(尿糖、尿蛋白、尿潜血)
- 貧血検査・心電図検査・眼底検査  
(医師の判断による詳細項目)



## ジェネリック医薬品・バイオシミラーを 利用しましょう!



- **ジェネリック医薬品(後発医薬品)とは**  
新薬と同じ成分・同等の効き目で価格も安くなっています。
- **バイオシミラーとは**  
効果や安全性はそのまま、お財布にやさしいバイオ医薬品です。
- **バイオ医薬品やバイオシミラーは、今までは治療が難しかった病気への効果が期待されています。**

もっとバイオ医薬品やバイオシミラーを知りたい方へ

- 厚生労働省  
電話:03(5253)1111(代表)



## 臓器提供意思表示欄について

資格確認書やマイナンバーカードには「臓器提供に関する意思表示欄」が設けられています。臓器提供には、ご本人とご家族の意思が大切です。これを機会にご家族でよく話し合っ、ご自身の気持ちをご記入ください。

※意思表示をしたくない方は記入する必要はありません。

#### 臓器提供についての質問・お問い合わせは

公益社団法人 日本臓器移植ネットワーク

フリーダイヤル

0120-78-1069

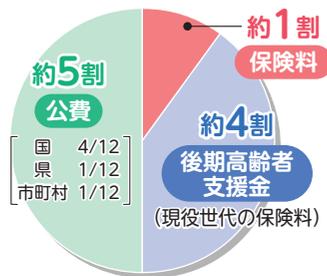
ホームページ

<https://www.jotnw.or.jp/>

# みんなで支え合う 後期高齢者医療制度

現行制度では、原則として被保険者全員が医療費の約1割を保険料として納めます。残りの約9割は、国・県・市町村の公費、および現役世代の保険料(支援金)を財源として運営されています。

さらに低所得者の方や被用者保険の被扶養者であった方は、保険料均等割軽減措置が講じられています。詳しくはP8・P9をご確認ください。



## 還付金詐欺にご注意を

### お金をだまし取られる被害が多発しています

全国各地で還付金詐欺の被害が報告されているので、十分ご注意ください。

還付金詐欺とは、役所や広域連合など**公的機関の職員のフリをした人物**が、電話や自宅訪問により「払い過ぎた税金や年金を還付する」「医療費の払い戻しが受けられる」などと言葉巧みに誘導し、**キャッシュカードや通帳をだまし取ったり、銀行などでATMの操作を指示して、口座から現金を振り込ませたりする**などの方法で行われる詐欺行為です。

こうした手口にだまされないために、1人で判断せずに、家族と相談をしたり、お住まいの市町村や警察、後期高齢者医療広域連合までご連絡ください。



# こんなときは必ず届け出を

●届け出には個人番号(マイナンバー)の記入が必要です。個人番号カードまたは通知カードと本人確認書類をお持ちください。

こんなとき	届け出に必要なもの	いつ
65歳以上75歳未満で一定の障がいのある方が加入しようとするとき	資格確認書、国民年金証書・身体障害者手帳・その他障がいの程度がわかる書類のいずれか、印かん	障害認定を受けようとするとき
生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書、印かん	14日以内
ほかの都道府県から転入してきたとき	資格確認書、負担区分証明書、印かん	
65歳以上75歳未満の一定の障がいのある加入者が、後期高齢者医療から脱退しようとするとき	資格確認書、印かん	障害認定を撤回したいとき
生活保護を受けるようになったとき	資格確認書、保護開始決定通知書、印かん	14日以内
ほかの都道府県に転出するとき	資格確認書、印かん	
死亡したとき	亡くなった方の資格確認書、届出者の印かん	すみやかに
県内で住所が変わるとき	資格確認書、印かん	
氏名などが変わるとき	資格確認書、印かん	すみやかに
資格確認書をなくしたり、汚れて使えなくなったりしたとき	資格確認書、印かん	

※上記以外のものが必要になる場合があります。お住まいの市町村の担当窓口までお問い合わせください。

※本人署名の場合は押印を省略できる場合があります。